

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

生 企 第 2 号
令 和 4 年 4 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について

少年サポートセンターについては、「青森県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について」（令和3年3月1日付け少安第476号。以下「旧通達」という。）に基づき運営されているところ、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の制定に伴い、新たに「少年警察活動推進上の留意事項について」（令和4年4月1日付け生企第1号）が定められたことを踏まえて、別添のとおり、「青森県警察少年サポートセンター運営要綱」を制定し、令和4年4月1日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の運用開始をもって廃止する。

担当 生活安全企画課少年対策係

別添

青森県警察少年サポートセンター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察少年サポートセンター（以下「少年サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 編成

- 1 少年サポートセンターに所長を置き、生活安全部生活安全企画課長を充て、少年サポートセンターに係る事務を統括するものとする。
- 2 少年サポートセンターに副所長を置き、生活安全部生活安全企画課少年対策室長及び少年補導統括官を充て、少年サポートセンター所長を補佐し、少年サポートセンターに係る事務を整理するものとする。
- 3 少年サポートセンターの名称及び設置場所は、別表1のとおりとする。
- 4 少年サポートセンターに配置された少年補導職員に対する呼称は、別表2のとおりとする。
- 5 少年サポートセンターに、少年相談及び被害少年の取扱いに関する指導、助言を行うための専門的知識を有する者として、少年サポートアドバイザーを置くことができる。

第3 活動区域

少年サポートセンターの活動区域は県内全域とする。

第4 活動要領

- 1 少年サポートセンターの職員（以下「少年サポートセンター員」という。）は、次に掲げる活動に従事するものとする。
 - (1) 少年相談に関すること。
 - (2) 継続補導（少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を含む。）に関すること。
 - (3) 被害少年に対する継続的支援に関すること。
 - (4) 街頭補導に関すること。
 - (5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理に関すること。
 - (6) 家出少年への対応に関すること。
 - (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応に関すること。
 - (8) 有害環境の浄化に関すること。
 - (9) 関係機関との連携に関すること。
 - (10) 広報啓発に関すること。
- 2 少年サポートセンター員のうち、少年サポートセンター所長が指名する者は、第4の1に掲げる活動に従事するほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 少年サポートセンター員の教養、研修、その他少年サポートセンターの運営に関すること。
 - (2) 高度な専門的知見を必要とする事案の対応に関すること。
 - (3) 少年非行の調査研究等に関すること。
 - (4) その他少年非行防止対策の企画、指導に関すること。

3 活動の重点

第4の1(1)、(2)及び(3)の活動については、個々の少年の特質に応じた方法により継続的に行うことが特に必要な活動であり、少年サポートセンター員に期待される能力を十分に発揮できる分野であることから、他の活動に優先して取り組むものとし、(4)以下の活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接触する活動に重点を置くものとする。

4 個々の活動の基本的留意事項

(1) 少年相談

少年相談への対応に当たっては、「警察安全相談及び苦情取扱要綱」に基づき適切に実施することはもとより、相談者の立場に立って懇切に対応し、必要により、非行原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携をとりながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じるものとする。

(2) 継続補導

継続補導の実施に当たっては、保護者等の協力を得ながら、その問題性が除去されるまで引き続き注意、助言、指導等を行うものとする。また、少年やその保護者等の日常生活の支障とならないよう招致面接指導のほか家庭訪問による指導等便宜な方法で実施し、さらに、必要により学校、職場等と緊密な連絡・連携を保持するなどして、その効果的な実施に努めるものとする。

(3) 被害少年に対する継続的支援

被害少年に対する継続的支援の実施に当たっては、保護者等の協力を得るとともに、必要により部内外の専門家の助言・指導を受けながら、当該少年に対し、継続的なカウンセリング等を実施し、精神的ダメージの克服等立ち直りのための支援活動を行うものとする。

(4) 街頭補導

街頭補導の実施に当たっては、非行少年等のい集・非行が行われやすい場所・時間を重点に、警察官、ボランティア等と連携を図りながら、一斉街頭補導を中心に効果的かつ計画的な実施に努めるものとする。また、積極的な声掛け等により、非行少年等の早期発見に努め、発見・補導したときは、少年の特性に配慮しながら、少年やその保護者等に必要な注意・指導を行うものとする。

(5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理に当たっては、必要により家庭裁判所、児童相談所等への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事案に係る少年やその保護者等に再非行防止のために必要な注意・助言を行うものとする。

(6) 家出少年への対応

家出少年に関する相談等を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき組織的な対応を図るものとする。また、家出少年を発見したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯等の犯罪被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校・職場における人間関係の悩み等があることを念頭に置き、原因究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確な対応を行うものとする。

(7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応に当たっては、状況に応じた応急的な措置を講じ、必要により児童相談所に通告するほか、学校・保健所を始めとする関係機関等と共に少年サポートチームを編成して対応するなど、少年の抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を行うものとする。

(8) 有害環境の浄化

街頭活動やサイバーパトロール等の実施に当たっては、インターネット上の違法・有害情報、少年に有害な商品やサービスを提供する営業等の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者等に対する環境浄化のための指導や協力依頼、関係機関への連絡・通報等により有害環境の浄化活動を行うものとする。

(9) 関係機関との連携

少年サポートセンターの活動に当たっては、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し連携して対応する少年サポートチームの積極的な活用に努めるとともに、平素から関係機関との緊密な連絡を行うなど連携強化に努めるものとする。

(10) 広報啓発

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等の広報啓発を行うに当たっては、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会等、あらゆる機会を利用して効果的に行うものとする。

第5 運用

- 1 少年サポートセンター所長は、第4の1(2)又は(3)に規定する活動に係る事案を認知した際は、事案ごとに事案内容、対象となる少年の性別、住居及び家庭環境（以下「少年の境遇等」という。）に照らし合わせ、原則として少年サポートセンター員の中から適任と認められる者を担当者として選定するものとする。
- 2 少年サポートセンター所長は、前項の規定にかかわらず、少年の境遇等から、警察署の少年部門に属する警察官に実施させることが適当と認める場合は、当該警察署の署長に事案を引き継ぐことができる。この場合において、少年が女兒の場合には、原則として女性警察官に対応させ、夜間当直中など、やむを得ず、男性警察官が女兒を取り扱うときは、当該少年の送迎等を含む一対一での接触は避け、必ず複数で対応するほか、保護者等への付添い要請を検討するものとする。
- 3 前項の規定により、警察署の少年部門に属する警察官が当該活動に従事する場合は、少年サポートセンター員と緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

第6 支援

- 1 警察署長は、警察署で実施する少年警察活動の中で、第4の1(2)及び(3)以外の活動に対応する事案を把握した場合において、少年サポートセンター員による支援が必要であると認める場合は、少年サポートセンター所長に支援要請を行うことができる。
- 2 少年サポートセンター所長は、前項の要請を受けた場合、少年の境遇等に照らし合わせ、少年サポートセンター員の中から適任と認められる者を担当者として派遣するものとする。

第7 転用の抑制

少年サポートセンター所長は、少年サポートセンター員の勤務形態等については特段の配意をし、少年サポートセンターの活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制するものとする。

第8 危害防止のための措置

少年サポートセンター所長は、少年サポートセンター員が継続補導等で少年やその保護者等に接触するときは、受傷事故に遭遇することも考えられることから、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、警察官の同伴、複数による対応等危害防止のための措置をとるものとする。また、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間を実施する場合には、警察官を同行させるものとする。

第9 留意事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 1

名 称	設置場所
青森少年サポートセンター	青 森 市
八戸少年サポートセンター	八 戸 市
弘前少年サポートセンター	弘 前 市

別表 2

職	呼 称
課長補佐、総括主幹又は主幹	総括補導員
係長又は主査	専門補導員
主任	主任補導員
主事	補導員